

(3) 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現

①「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の実現

目標	男女がともに、働き方や生き方を柔軟に選択でき、仕事も生活も充実できるよう、「仕事と生活の調和」に理解ある社会への転換を図ります。
----	--

■現状・課題

経済成長に伴う都市化の進行により、家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しました。核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域社会の変化などにより、男女がともに仕事と家庭・地域生活をバランスよく担うことがますます必要な時代になってきています。

子育て中の男女についての調査結果をみると、「仕事と家庭・育児を同等に重視したい」と考える人が男女ともに最も多くなっていますが、男性の多くが「仕事優先」、女性の多くが「家事や育児に専念」せざるを得ないという状況にあり、現実には希望どおりになっていません。これらの状況の背景には、仕事と家庭・育児のどちらかを選択せざるを得ない硬直した社会の仕組みがあると考えられます。

人々の価値観は多様化し、仕事と生活のバランスをとり、人生の質を高めたいとの欲求が強くなってきています。仕事と家庭・育児の両立のみならず、独身や子どもがいない男性・女性も含めて、社会を構成するすべての人々が柔軟で多様なライフコースを選択できるようにするため、「仕事と生活の調和」を実現するための環境づくりが求められています。

しかし、正社員等の一般労働者の労働時間は依然として減少していない状況にあります。特に東京の一般労働者の年間所定外労働時間は平成17年に174時間と過去最長の状態となっており、「仕事と生活の調和」を実現するための前提として、長時間労働の解消など働き方の見直しを進める必要があります。通勤時間の長さも課題であり、職住近接などに向けた取組が求められています。

また、個々人のライフプランやキャリアプランの意向を反映した多様で柔軟な働き方を可能とするため、フレックスタイム・短時間正社員制度や在宅ワーク、パートタイム・派遣労働者等の積極的活用など、働き方の選択肢を多様化する必要があります。その際、様々な働き方の選択肢を整えるだけでなく、それぞれの選択肢相互間において不合理な処遇格差の解消に努めていくことが重要です。

「仕事と生活の調和」を実現するためには、企業の取組が不可欠です。仕事と生活の両立支援策を充実させることは、企業の人材確保に効果があり、人材育成に積極的に取り組むこととの相乗効果で企業業績へのプラスの影響がみられるとの調査結果もあります。また、労働者が仕事以外の時間を能力開発にあてることで成果を生み出し、企業に還元していくなどのプラスの効果も期待できます。このように、企業の経営施策の視点からも、中小企業も含めた企業が取組を進めることが大切です。すでに、実現に向けて意欲的に取り組む企業も出てきており、このような先進的な企業の事例などを情報提供していくことも企業の取組を促すうえで有効だと考

えられます。

■基本的方向

仕事と家庭・地域生活のバランスがとれた生活を実現するため、過度な長時間労働の改善を含め、「仕事と生活の調和」に理解ある社会への転換を図っていきます。

また、画一的でなく柔軟で多様な働き方ができるように企業をはじめ社会全体での取組を促進します。

〈 都の施策 〉

ア 「仕事と生活の調和」の推進

「仕事と生活の調和」の意義を普及し、仕事と家庭・地域生活のバランスがとれる社会への転換を図っていきます。

仕事をしながら充実した生活を送れるよう、画一的でなく柔軟な勤務形態の普及を進め、企業の取組を促進します。

また、労働者が有給休暇、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりに向けた普及啓発を行います。

事業名	事業概要	所管局
☆「仕事と生活の調和」の普及	男女平等参画を進める会及びウィメンズプラザの事業等を通じて、「仕事と生活の調和」の普及を図ります。	生活文化スポーツ局
☆次世代育成企業の支援	次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を広くPRし、仕事と家庭生活の両立が可能な雇用環境の整備を支援します。 企業の両立支援全般に対する取組の具現化を支援するため、両立支援アドバイザーによる相談・助言等を行います。	産業労働局
☆中小企業の両立支援の推進	中小企業における仕事と家庭生活を両立しやすい雇用環境整備を促進するため、両立支援の体制づくり等にかかる費用の一部を助成します。	産業労働局
☆事業所内保育施設支援事業	仕事と子育てを両立しながら働ける職場環境整備を促進するため、企業における事業所内保育施設に対して補助を行います。	福祉保健局

＜ 都民・事業者の取組＞

ア「仕事と生活の調和」の推進

都民すべてが「仕事と生活の調和」の意義を理解し、社会全体で実現を図っていく必要があります。

企業の経営施策の視点からも、長時間労働の改善を含めた働き方の見直しを進めるとともに、柔軟な勤務形態を導入するなど、実現に向けて積極的に取り組みます

項目	概要	団体名
環境整備	☆仕事と家庭の両立 (1) 企業利益を損なわずに、労働者の仕事と家庭の両立が可能な仕組みについて検討します。 (2) 育児・介護休業法の周知、企業における普及・啓発、労働者の利用促進に向けた方策の検討を行います。	商工会議所 連合会
	☆両立支援のための環境整備 仕事と家庭の両立支援のため、関連施策の周知及び育児・介護雇用環境整備助成金等両立支援事業の活用を促進します。	中小企業団 体中央会
	☆仕事と生活の調和を図るための各種両立支援制度の更なる充実を図るとともに、男性の育児休業取得促進、労働時間短縮の取組を進めます。	連合東京
学習会の開催	☆学習会の開催 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を中心に学習し、地域活動としてどう取り組んでいくべきかについて検討するための学習会を開催し、参加団体の地域活動での取組を推進します。	地域婦人団 体連盟

② 子育てに対する支援

目標

男女が、家庭と仕事や社会活動を両立させて、子どもを健やかに育てながら、自らの多様な生き方が実現できる環境を整備します。

■現状・課題

子どもを生み育てたいと望む人たちが安心して子育てし、子どもたちを健やかに育てることができる環境を整備することが重要です。

都では、男女がともに、家庭と仕事や社会活動を両立させ、子どもを健やかに育てられる環境を整備するため、保育サービスの充実、地域での子育て支援、育児休業等の支援及び情報提供などの取組を行ってきました。

保育サービスについては、認可保育所、認証保育所、家庭福祉員等の設置や定員枠の増など充実を図っています。特に都独自の制度である認証保育所は、平成 18 年 10 月で 345 か所まで設置が進み、低年齢児保育や長時間開所など、大都市である東京のニーズに対応しています。今後も、引き続き大都市の多様なニーズに応じた保育サービスの向上を図っていく必要があります。

平成 16 年度の東京の育児休業取得率をみると、女性は 86.8%、男性は 0.39%となっています。また、育児休業取得の希望を調査したデータでは、男性の半数を超える 53.5%が取得を希望し、特に男性 20 代では 60.4%が希望しています。父親、母親がともに子育てをするという意識は広がっているものの、実際には、育児負担は母親に偏り、父親の育児参加は進んでいないのが現実です。男女平等参画の視点からも、男性の家事・育児参加を促していく必要があります。

男性の育児参加が進まない背景には、育児期の男性の長時間労働があり、女性が離職もしくは就業時間の調整を行うなどすることによって、子育てを担っていると考えられます。実際、仕事を続けたいと希望しながらも出産・育児等により退職せざるを得ない女性は多く、「結婚年次別出産前後の女性の就業状況の変化」を見ると、育児休業を取得している女性は増えていますが、出産前後に継続就業している割合は増えていません。近年、少子・高齢化が進行し、東京都の合計特殊出生率は 1.00 となっていますが、このような現状も少子化の要因の一つとなっていると思われます。少子化対策の視点からも、子育て支援にとどまらず、男女ともに働き方の見直しを含めた取組を行い、仕事と家庭との両立が可能な社会環境を実現していく必要があります。

一方、核家族化の進展や地域社会における関係性の希薄化などにより、一人で子育てに悩んでいる親も多く存在します。子育ては基本的に親が担うべきものではありませんが、子育ての負担感を解消し、親が子育ての意義・喜びを実感できるようにするために、身近な地域社会をより生活しやすい豊かなものにし、地域で親を支援していく必要があります。

■基本的方向

大都市の多様なニーズに応じた保育サービスの向上を図ります。

子どもを持つ家庭が、地域で安心して子育てができるような仕組みづくりを行い

ます。

また、少子化対策の視点からも、子育て支援にとどまらず、働き方の見直しを含めた取組を行っていきます。

〈 都の施策 〉

ア 保育サービスの充実

すべての子育て家庭を支援するため、大都市の多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

事業名	事業概要	所管局
保育サービスの拡充	認可保育所において、受け入れ枠の拡大や弾力化を進めるとともに、認可保育所、認証保育所、家庭福祉員（保育ママ）など、地域のニーズに応じた保育サービスの提供を推進します。	福祉保健局
認証保育所の推進	大都市の特性を踏まえ、都独自の基準により都が認証する認証保育所の設置を促進します。主に駅前に設置されるA型と、保育室からの移行を中心とし、小規模で家庭的な保育を行うB型があります。	福祉保健局
認証保育所に関する不動産取得税、固定資産税等の減免	認証保育所の設置を税制面から支援するために、不動産取得税及び区部の固定資産税・都市計画税を減免します。	主税局
家庭福祉員の推進	自宅で家庭的な保育を行う家庭福祉員の設置を推進します。	福祉保健局
☆子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、すべての子どもと家庭を対象とした子育て支援策の充実を図ります。	福祉保健局
延長保育	就労形態の多様化等により、高まっている要望に応えるために延長保育事業の充実を図ります。	福祉保健局
病後児保育	保育所に通所中の児童等が病気の回復期にあり、集団保育の困難な時期に、その児童の一時預かりを行う病後児保育の充実を図ります。	福祉保健局
休日保育	日曜・祝祭日等の休日に保護者の勤務等による保育の需要に対応するため、休日の保育を行う事業の充実を図ります。	福祉保健局
私立幼稚園預かり保育の推進	私立幼稚園が、教育課程に係る教育時間を超えて園児を預かる場合に、その経費の一部を補助します。	生活文化スポーツ局

事業名	事業概要	所管局
認可外保育施設 保育従事者研修 会の実施	認可外保育施設の職員に対し、業務に必要な知識を付与し、技能を修得させることにより、その資質の向上を図り、子どもの福祉を推進します。	福祉保健局
☆認定こども園の 推進	就学前の子どもに関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子どもが健やかに育成される環境の整備を推進します。	福祉保健局 生活文化ス ポーツ局 教育庁
☆事業所内保育施 設支援事業	仕事と子育てを両立しながら働ける職場環境整備を促進するため、企業における事業所内保育施設に対して補助を行います。(再掲)	福祉保健局

イ 地域での子育て支援

相談・支援体制の整備や親としての学びを促すなど子育てをする親を支援し、地域で安心して子育てができる仕組みをつくります。

事業名	事業概要	所管局
一時・特定保育	パートタイム勤務や病気などで一時的に子育てができない場合などに子どもを預かる一時・特定保育事業の充実を図ります。	福祉保健局
☆子ども家庭総 合センター（仮 称）の整備	福祉保健・教育・警察の各相談機関が連携し、それぞれの専門性を生かしながら、子育て支援を必要とする事例、専門的援助が必要な事例への対応を含めた、子どもと家庭を総合的に支援する拠点として、子ども家庭総合センター（仮称）を設置します。	福祉保健局 教育庁 警視庁
子ども家庭支援 センター事業	子どもと家庭に関する総合相談、子ども家庭在宅サービスの提供・調整、地域組織化等の事業を行う子ども家庭支援センターを設置運営する区市町村への補助を実施し、地域における子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築します。	福祉保健局
子育てひろば機 能の整備	区市町村が、地域での子育て家庭の支援を行うため、身近な場所（保育所等）で「親子のつどいの場」を提供し、子育て相談や子育てサークルの支援等を行う事業を実施する場合に一定の補助を行います。	福祉保健局

事業名	事業概要	所管局
学童クラブ事業の充実	保護者が労働等により昼間家庭にいない都内小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童に対し、授業終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う区市町村に一定の補助を行います。	福祉保健局
☆放課後における子どもの居場所づくり	地域の大人たちの協働により、放課後における、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）をつくり、スポーツ・文化活動などを提供します。	教育庁
児童相談所の運営	18 歳未満の子どもに関する相談対応や緊急時の一時保護及び保護者に対する指導等を行います。	福祉保健局
ファミリー・サポート・センター事業の推進	育児の手助けをしたい人（提供会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）が、地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する会員組織「ファミリー・サポート・センター」の設立を区市町村に働きかけるとともに、設立した区市町村に対し一定の補助を行います。	福祉保健局
☆子育てスタート支援事業の実施	特に支援を要する母子に対して、出産退院後、一定期間の宿泊ケアやデイケアを行うなど、妊娠期から産後までの期間の子育てをサポートし、母親の心身の安定を図るとともに、育児知識等の習得などの支援を行います。	福祉保健局
☆パートナー保育登録の推進	登録を行った地域の在宅子育て家庭に対して、育児相談、保育所体験などの子育てサービスを提供する民間保育所を支援します。	福祉保健局
児童虐待への取組の推進	子ども家庭支援センター、保健所、病院、学校、警察、児童委員などの関係機関が連携してネットワークを構築し、児童虐待の早期発見など、迅速かつ的確な対応を図ります。	福祉保健局 教育庁 警視庁
☆ 勝どき一丁目地区プロジェクト	都営住宅の建替えにより創出された都市再生用地を活用して、子育て世帯が入居しやすい家賃の賃貸住宅を供給し、住宅面から子育てを支援するとともに、医療や保育の機能を整備し、子育て世帯が安心して快適に暮らせるまちづくりをめざします。	都市整備局

事業名	事業概要	所管局
☆子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、すべての子どもと家庭を対象とした子育て支援策の充実を図ります。(再掲)	福祉保健局
☆子どもの生活習慣確立の取組	子どもの生活習慣確立の必要性を社会にアピールするとともに、学校、地域社会、企業、行政機関等が協働して、家庭での取組を支援します。	教育庁
☆幼児の生活リズム改善に向けた取組	幼児の生活リズム（睡眠、食事、遊び）に関する課題や工夫点を事例としてとりまとめた報告書をもとに、家庭への啓発や幼稚園・保育園でのモデル事業などを実施し、子どもの生活リズム改善に向けた取組を推進します。	青少年・治安対策本部

ウ ひとり親家庭への支援等

経済的に困難な場合が多い、ひとり親家庭の子育てを支援します。

事業名	事業概要	所管局
母子家庭等就業・自立支援センターによる就業の支援等	都が指定する母子家庭等就業・自立支援センターにより、就職情報の提供、自立促進講習会などの各種支援策を実施します。	福祉保健局
ひとり親家庭総合支援事業の実施	ひとり親家庭に対して、区市町村が実施する相談事業や資格取得支援など、各種事業への補助を行います。	福祉保健局
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の実施	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して一定期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行う市町村の事業に対して補助します。	福祉保健局
母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母親の就業を支援するため、教育訓練や国家資格取得に要する費用の一部を支給するとともに、短期間の有期雇用者を常用雇用へ転換した事業主に一時金を支給します。	福祉保健局
母子自立支援員の活動	母子家庭及び寡婦に対する相談と、その自立に必要な援助、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	福祉保健局
母子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の就業自立を促進するため、自立支援プログラムに基づく就労支援を行います。	福祉保健局

事業名	事業概要	所管局
児童扶養手当・児童育成手当の支給	母子家庭等に対する児童扶養手当の支給、ひとり親家庭に対する児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。	福祉保健局
母子福祉資金の貸付	母子家庭等に対し、母子福祉資金の貸付を実施し、母子家庭等を経済的に支援します。	福祉保健局
職業訓練の実施 (母子家庭の母等に対する職業訓練)	公共職業訓練を受講する母子家庭の母等に対し、受講期間中訓練手当を支給します。 また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図ります。 (再掲)	産業労働局
ひとり親家庭に対する都営住宅の入居機会の拡大	ひとり親家庭の都営住宅の入居機会を拡大するため、世帯向け募集における当選倍率の優遇、ポイント方式による募集、母子生活支援施設転出者向け特別割当て等を行います。	都市整備局

エ 育児休業取得者の支援

安心して子育てできるよう、育児休業を取得する人の生活を支援します。

事業名	事業概要	所管局
育児・介護休業者生活資金の融資	中小企業に働く従業員で、育児又は介護休業を取得する人に都内信用組合及び中央労働金庫を通じて、休業期間中の生活資金を低利で融資します。	産業労働局

オ 行動しやすいまちづくり

妊婦・高齢者等が自由に行動できるようなまちづくりを推進します。

事業名	事業概要	所管局
福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。	福祉保健局
福祉のまちづくり事業の実施	(1)ユニバーサルデザイン整備促進事業 (2)だれにも乗り降りしやすいバス整備事業 (3)鉄道駅エレベーターなど整備事業 (4)鉄道駅へのだれでもトイレ設置 (5)ノンステップバスの導入	福祉保健局 交通局

＜ 都民・事業者の取組＞

ア 両立支援のための環境整備

子育てをする親を支援するため、育児休業を取得しやすい環境づくり、育児・介護休業法に基づく短時間勤務制度やフレックスタイム制等の積極的な導入など、働き方の見直しを含め、男女ともに仕事と家庭との両立が可能な雇用環境を整備します。

項目	概要	団体名
両立支援のための環境整備	(1) 育児・介護休業法等関連法規について、解説本・機関誌や定例会を利用し周知を図ります。 ☆ (2) 次世代育成支援対策推進センターとして、「一般事業主行動計画」の策定を支援するため、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等についての相談業務を行います。	東京経営者協会
	☆両立支援のための環境整備 次世代育成支援対策推進センター事業を通じ、300人以下の事業主に対して「一般事業主行動計画」の策定支援を行います。	中小企業団体中央会
	会報や研修会などを利用し、育児・介護休業法や関連法規の周知を進めます。	
	育児休業・育児短時間勤務制度等を紹介するとともに、相談に対応します。	書籍出版協会
	☆「男女共同参画事業」、「次世代育成支援事業」を推進し、医師の子育てを支援するとともに、女性医師の出産、子育ての不安に対応するための「出産・子育て支援について」モデル事業等の展開について検討を行います。	医師会
	男女平等参画型の職員組織づくり 男女の育児・介護休業取得の推進・評価と事例の収集や広報を行います。	生活協同組合連合会

イ 子育て支援のための環境づくり

地域の様々な人々が子どもを見守り、子育てをしている親を支援する環境づくりを進めます。

項目	概要	団体名
子育て支援のための環境づくり	☆各幼稚園が、園庭の開放や講習会の実施、保護者の教育相談などを行い、地域の子育てを支援します。	私立幼稚園連合会

項目	概要	団体名
子育て支援のための環境づくり	☆教員に対する教育相談研修会を実施します。	私立幼稚園 連合会
	(1) 仕事を持つ母親のPTA活動参加を促進するため、情報交換、環境整備に努め、支援を行います。 (2) 地域社会への啓発に努め、相互理解を深めていきます。	小学校PTA 協議会
	☆子どもの安全を守る活動の促進 (1) 子どもが被害者となる犯罪を防止するための防犯活動を推進します。 ①事例発表や研修、話し合いの場を広く提供し、情報を共有するとともに、広く意識を啓発し、活動へとつなげます。 ②警察・行政機関等関係諸機関と連携をとり、改善策を話し合い、広く周知します。 (2) 子どもの危機管理意識を育てるための方策を検討し、家庭・学校・地域における実施を促進します。 ・研修・協議・広報等を通じて、子どもが学ぶ環境の整備に努めます。	
	☆子育て支援事業と健全な子どもの育成との関連を調べます。 ・公立幼稚園の預かり延長保育や行政が進めている幼保一元化等の子育て支援と適正配置が保護者の男女平等参画にどのような影響があるのか検討していきます。	公立幼稚園 PTA連絡 協議会
	男女双方がともに子育てに参画することを学習する場の提供を考えます。 (1) 研修会・講演会等でのテーマとして各所属団体に提案していきます。 (2) 家庭の中で男女（父親、母親）がともに子育てをしていく環境づくりを考えます。	公立中学校 PTA協議 会
	男女双方は、広く互いに挨拶を交わし合う等、身近にできることから地域のコミュニティづくりに協力します。	公立高等学 校定通PT A連合会
	☆子育てに対する支援 (1) 保育所・養護施設に対し、童話の読み聞かせなどの訪問活動及び支援を実施します。 (2) 子育て相談室開設への支援を行います。	ソロプチミ スト日本東 リジョン
	☆児童虐待など被害児童の「子どものためのシェルター」の活動を支援します。	

項目	概要	団体名
子育て支援のための環境づくり	☆女子自立援助ホーム等への訪問及び運営活動の支援を行います。	ソロプチミスト日本東リジョン
	男女が人権を尊重し、誰もが共生する市民社会に向けてネットワーク化を図ります。 ・地域の中で高齢者、子ども、障害者などが共に過ごす拠点を確保し、それを運営しているボランティアやNPO等の活動別のネットワーク化を図り、支援します。	ボランティア・市民活動センター
	子どもたちがボランティア活動等に参加し、地域社会の中で健全に発達していく機会をつくります。 ・地域の中で、子どもたちが健全な発達をしていくため、教育関係者やボランティア、NPOとの連携、協力のもとで多様な参加機会をつくるシステムを構築します。	

③ 介護・高齢者に対する支援

目標

男女がともに介護と家庭や仕事との両立ができる社会の実現に向けて取り組みます。また、高齢者が安心して生活でき、様々な分野で活躍できる社会環境を整備します。

■現状・課題

急速に少子・高齢化が進むなかで、平成27年には都民の4人に1人が高齢者になると予測されています。高齢者の増加に伴い、介護を要する高齢者も増えることとなります。

このような状況のなか、家族などによって担われてきた高齢者の介護を社会全体で担うとともに、介護サービスを質・量ともに充実させるため、介護保険制度が導入されました。都内の介護サービス量は各サービスとも増加し、要介護認定者の増加に伴い、介護サービス利用者も着実に増加しています。

しかし、介護疲れなどに起因する家庭内における高齢者虐待が生じているなどの現実もあり、介護は男性にとっても、女性にとっても、緊急かつ重要な課題であり続けています。

介護などのために短時間正社員を希望する人は男女ともに70%を超えています。しかし、現実に介護している人はいまだに女性が多く、介護のために仕事をやめざるを得ない人もおり、男女がともに介護と家庭や仕事の両立を実現することは依然として困難な状況にあります。

一方、都内の高齢者の一人暮らし世帯は今後も増加が見込まれ、平成27年には全世帯の12%以上を占めると推計されています。高齢者の中に占める女性の割合は高く、男性と比較して経済的基盤が脆弱な女性も多く存在します。

また、団塊の世代の大量退職を迎え、退職期を迎えた高齢者が、これまでの知識・経験などを活かして就労や起業、社会活動への参加などを行っていくことは、高齢者自身の生活安定、生きがいの獲得というだけでなく、今後の少子・高齢社会において東京の活力を維持することにもつながります。

■基本的方向

介護サービスの充実を図り、男女がともに、介護と家庭や仕事との両立が可能な社会の実現に向けて取り組んでいきます。

また、高齢者が安心して生活できる社会環境を整備するとともに、高齢者がこれまでの知識・経験などを活かし、様々な分野で活躍できるよう支援を行っていきます。

〈 都の施策 〉

ア 介護への支援

男女がともに介護と家庭や仕事との両立ができるように、介護サービスの充実を図ります。

事業名	事業概要	所管局
在宅介護サービス	訪問介護(ホームヘルプサービス) ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事や排泄など日常生活上の介護や、調理・洗濯などの生活援助を行います。	福祉保健局
	訪問入浴介護 家庭の浴室での入浴が困難な人を対象に、浴槽を家庭に運搬するなどして入浴を介護します。	
	訪問看護 看護職員等が家庭を訪問して療養上の世話や診療の補助などを行います。	
	訪問リハビリテーション 理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、心身の機能を維持回復させ、日常生活の自立に向けた訓練をします。	
	通所介護(デイサービス)・通所リハビリテーション(デイケア) 可能な限り居宅で、自立した日常生活を営めるよう、デイサービスセンターや医療機関へ通所し、社会的孤立感の解消、心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。	
短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ) 本人の心身の状況や、介護している家庭の状況により、一時的に在宅での生活に支障のある要介護者等が、老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等または医療機関等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護や機能訓練を受けます。		
認知症高齢者グループホーム	区市町村が整備する及び区市町村が整備費を補助する認知症高齢者グループホーム整備事業に要する費用の一部を補助します。	福祉保健局
介護保険施設の整備(特別養護老人ホーム)	社会福祉法人等が、特別養護老人ホームを整備する事業に要する費用の一部を補助します。	福祉保健局

事業名	事業概要	所管局
介護保険施設の整備 (老人保健施設)	医療法人等が、介護老人保健施設を整備する事業に要する費用の一部を補助します。	福祉保健局

イ 介護休業取得者の支援

安心して介護ができるよう、介護休業を取得する人の生活を支援します。

事業名	事業概要	所管局
育児・介護休業者生活資金の融資	中小企業に働く従業員で、育児又は介護休業を取得する人に都内信用組合及び中央労働金庫を通じて、休業期間中の生活資金を低利で融資します。(再掲)	産業労働局

ウ 高齢者の自立支援

高齢者が住み慣れた地域で、また一人で暮らしていく場合にも、安心して生活していける環境と支援体制を整備します。

また、高齢者が自己の能力や経験を活かして、多様な社会参加ができる環境整備、仕組みづくりや情報提供を行います。

事業名	事業概要	所管局
☆しごとセンター事業の推進 (高齢者の雇用就業支援)	しごとセンターにおいて、雇用・就業に係る総合的なサービスを提供する中で、働く意欲をもつ高齢者に対する就業相談、キャリアカウンセリング、就業支援セミナー等の実施により高齢者の就業を支援します。	産業労働局
シルバー人材センター事業の推進	シルバー人材センターの運営に必要な経費を区市町村に対して補助します。	産業労働局
はつらつ高齢者就業機会創出支援事業	身近な地域で、高齢者を対象にした就業相談や就業情報の提供、あっせんを行う拠点を区市町村と共同して整備します。	産業労働局
職業訓練の実施 (高年齢者訓練)	高年齢者が身近な地域で職業訓練を受けられるよう、各地域の都立職業能力開発センター(※従来の技術専門校の組織・名称を19年4月から変更)で高年齢者向けの職業訓練を実施するとともに、民間教育訓練機関等への委託訓練を活用し、受講機会の拡大を図ります。	産業労働局

事業名	事業概要	所管局
緊急通報システム及び火災安全システムの整備支援	一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の高齢者の安全を確保するため、緊急通報システム及び火災安全システムの普及促進を図り、在宅高齢者が緊急事態に陥ったとき、または火災が発生したときに、東京消防庁等へ自動通報することにより、迅速な救援・救助活動を行います。	福祉保健局 東京消防庁
シルバーピアの整備	一人暮らしの高齢者等が地域の中で生活を続けられるよう、高齢者向けに配慮した集合住宅に安否確認や緊急時対応等を行うワーデン（管理人）またはL S A（生活援助員）を配置し、連携する在宅介護支援センター等からサービスを受けられるシルバーピア事業を実施します。	福祉保健局 都市整備局
高齢者向け優良賃貸住宅の供給助成	バリアフリー化など高齢入居者に配慮した賃貸住宅に対し、整備費や家賃等の助成を行う区市町村を支援することにより、高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進します。	都市整備局
バリアフリー化の普及促進	「東京都住宅バリアフリー推進協議会」の活動を通じ、民間住宅のバリアフリー化の普及促進を図ります。	都市整備局
高齢者円滑入居賃貸住宅登録・閲覧制度	高齢者の入居を受け入れる賃貸住宅を登録し、その情報を広く提供します。	都市整備局
高齢者等入居支援事業「あんしん入居制度」	賃貸住宅に入居する高齢者等及び家主双方が安心して入居・賃貸できるよう、利用者（高齢者等）の費用負担による、見守り・葬儀の実施等のサービスを実施します。	都市整備局
単身者向け都営住宅の公募	住宅に困窮している高齢単身者に対して、居住の場としての都営住宅を供給します。	都市整備局

エ 行動しやすいまちづくり

高齢者をはじめ、誰もが自由に行動できるようなまちづくりを推進します。

事業名	事業概要	所管局
福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。（再掲）	福祉保健局

事業名	事業概要	所管局
福祉のまちづくり事業の実施	(1)ユニバーサルデザイン整備促進事業 (2)だれにも乗り降りしやすいバス整備事業 (3)鉄道駅エレベーターなど整備事業 (4)鉄道駅へのだれでもトイレ設置 (5)ノンステップバスの導入 (再掲)	福祉保健局 交通局

＜ 都民・事業者の取組＞

ア 両立支援のための環境整備

介護休業を取得しやすい環境づくり、育児・介護休業法に基づく短時間勤務制度やフレックスタイム制等の積極的な導入など、働き方の見直しを含め、男女ともに介護・家庭との両立が可能な雇用環境を整備します。

項目	概要	団体名
両立支援のための環境整備	(1)育児・介護休業法等関連法規について、解説本・機関誌や定例会を利用し周知を図ります。(再掲) (2)東京経営者協会経営労務相談室、担当部による個別相談業務を行います。(再掲) ☆(3)改正高年齢者雇用安定法の円滑施行のための周知・啓発を図るとともに、高齢者の活用事例の報告会を開催します。	東京経営者協会
	会報や研修会などを利用し、育児・介護休業法や関連法規の周知を進めます。(再掲)	中小企業団体中央会
	会員の要望に応じ、介護休業・介護短時間勤務制度等を紹介するとともに、相談に対応します。	書籍出版協会
	ふれあい看護体験 看護週間に、男女を問わず、都内の医療・福祉施設で、看護や介護を体験してもらいます。	看護協会
	男女平等参画型の職員組織づくり 男女の育児・介護休業取得の推進・評価と事例の収集や広報を行います。(再掲)	生活協同組合連合会
	☆介護・特別養護老人ホーム等への支援 介護施設・老人ホーム訪問等の活動及び支援を行います。	ソロプチミスト日本東リジョン

イ 高齢者支援のための環境づくり

高齢者が住み慣れた地域で、また一人で暮らしていく場合にも、安心して生活していけるよう、地域の見守りネットワークづくりを進めます。また、高齢者が自己の能力や経験を活かして活躍できる場を広げていくことで、これまで蓄積してきた知識・経験、技術などを社会に還元できるように努めていきます。

項目	概要	団体名
高齢者支援のための環境づくり	男の子も女の子も高齢者に対する理解を深め、高齢者をサポートすることの大切さを理解させます。 ・ボランティア活動を通して老人ホーム等との交流を計画し、高齢者に対する理解を深め、サポートの仕方を考えることができますようにします。	私立初等学校協会
	☆家庭内で介護者が抱える様々な課題を探り、地域活動として援助できる方策を検討します。	地域婦人団体連盟
	男女が人権を尊重し、誰もが共生する市民社会にむけてネットワーク化を図ります。(再掲) ・地域の中で高齢者、子ども、障害者などが共に過ごす拠点を確保し、それを運営しているボランティアやNPO等の活動別のネットワーク化を図り、支援します。	ボランティア・市民活動センター